

**主な質問事項と回答について（Q & A）**  
**〔山梨県医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業〕**

**目 次**

**1 家族の方及び居宅介護・重度訪問介護事業者向け**

- Q 1 この事業を利用できる医療的ケア児者とは、どのような方ですか。・・・ 2
- Q 2 支払いの対象になるのは、どのような経費ですか。・・・ 2
- Q 3 事業実施の場所は決まっていますか。・・・ 2
- Q 4 利用者の自己負担額はありますか。・・・ 2
- Q 5 利用時間に上限がありますか。・・・ 3
- Q 6 1年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰越し  
できますか。・・・ 3
- Q 7 申請の際、居宅介護又は重度訪問介護事業所を経由するのですか。・・・ 3
- Q 8 複数の居宅介護事業所、重度訪問介護事業書を利用できますか。・・・ 3
- Q 9 利用者1人に同時間で複数人による見守り等が必要となる場合、  
複数人分の費用を助成してもらえますか。・・・ 3
- Q 10 医療型短期入所を利用する前に行う「お試し入院」も  
この事業の対象になりますか。・・・ 4
- Q 11 利用登録申請時に、医師による医療的ケアの判定スコアが必要です。・・・ 3

**2 家族の方向け**

- Q 1 2 利用児童や家族の氏名に変更が生じた場合、県内への住所移転があった  
場合に、どのような手続が必要ですか。・・・ 5
- Q 1 3 山梨県外に転出した場合、この事業を利用できますか。・・・ 5
- Q 1 4 年度更新の手続きは必要ですか。・・・ 5

**3 居宅介護事業者・重度訪問介護事業者向け**

- Q 1 5 支払額は、どのように計算され、どのように支払われますか。・・・ 5
- Q 1 6 この事業を実施した場合、居宅介護事業者等から県への報告は  
必要ですか。・・・ 6

## 1 家族の方及び居宅介護・重度訪問介護事業者向け

**Q 1** この事業を利用できる医療的ケア児者とは、どのような方ですか。

**A 1** 以下の要件にすべて該当する方です。

- ・ 山梨県内に住所を有すること。
- ・ 在宅で同居の家族による介護を受けて生活していること。
- ・ 人工呼吸器管理、喀痰吸引、経管栄養、酸素療法、気管切開などの医療的ケアを必要としていること。
- ・ 市町村が障害者総合支援法第 19 条第 1 項に基づき行う支給決定手続きにより、医療型短期入所の支給対象であること。
- ・ 居宅介護又は重度訪問介護により介護や必要な支援を受けていること。

**Q 2** 支払いの対象になるのは、どのような経費ですか。

**A 2** 医療型短期入所を利用した際に、居宅介護事業所又は重度訪問介護事業所（以下「居宅介護事業所等」）が、医療的ケア児者の家族に代わって行う見守り、食事介助や体位交換等の身体介護、コミュニケーション支援で、障害者総合支援法その他の助成制度の適用対象外となる経費です。

**Q 3** 事業実施の場所は決まっていますか。

**A 3** 山梨県内にある病院等が行う医療型短期入所事業所（医療型短期入所事業所の指定を受けるようとする病院を含む。）に限ります。家族の休息や他の家族の外出時間に併せた利用等を想定しております。

**Q 4** 利用者の自己負担額はありますか。

**A 4** 原則として、自己負担はありません。

また、体調不良等に伴う突然のキャンセルによって発生するキャンセル料も本事業の対象となります。

ただし、介護給付費の他に発生する実費（ヘルパーの交通費等）については、利用者と居宅介護事業所等との定めによる対応とし、県の支払対象外となります。

**Q 5** 利用時間に上限がありますか。

**A 5** 医療的ケア児者1人につき、1年度あたり（4月1日から翌年3月31日まで）540時間（令和6年度は405時間）を上限とします。ただし、年度途中からの申請の場合、年度内の残月数×45時間を上限とします。

1か月に3泊を利用限度とし、1泊当たりの利用時間は1時間以上15時間以内（1回の利用において30分未満の端数を生じた場合は端数切捨、30分以上は切り上げ）とします。

**Q 6** 1年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰越しできますか。

**A 6** 次年度に繰越しはできません。

**Q 7** 申請の際、なぜ居宅介護事業所等を経由するのですか。

**A 7** この事業の実施には、医療的ケア児者が利用されている居宅介護事業所及び重度訪問介護事業所の協力が不可欠であり、円滑な事業運営のために、現在利用されている居宅介護事業所等を経由して山梨県に申請いただくようお願いいたします。また、居宅介護事業所等より報告をいただくことで、支払額を県から直接居宅介護事業所等に支払うことができます。

**Q 8** 複数の居宅介護事業所、重度訪問介護事業所を利用できますか。

**A 8** 利用できます。家族の方は「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業利用登録申請書」（様式第1号）の「5.夜間見守り体制支援事業を実施する居宅介護事業者等」の欄に利用する居宅介護事業所等を全て記載してください。また、1年度の上限時間数を超えないように家族の方と利用する複数の居宅介護事業所等とで調整してください。

**Q 9** 利用者1人に同時間で複数人による見守り等が必要となる場合、複数人分の費用を支払ってもらえますか。

**A 9** 複数人分の費用の支払いはありません。人数ではなく時間に応じた助成となるため、複数人による見守り等が行われた場合でも、助成額は同額となります。

**Q 1 0** 医療型短期入所を利用する前に行う「お試し入院」もこの事業の対象になりますか。

**A 1 0** 対象になります。医療型短期入所の最初の利用の前に、医療型短期入所を提供する病院の担当医が必要と判断した場合に、居宅介護事業所等のヘルパーと見守り内容等の打合せを行ったうえで実施することが可能です。初回利用時のみ、1泊2日程度を想定しています。

**Q 1 1** 利用登録申請時に、医師による医療的ケアの判定スコアが必ず必要ですか。

**A 1 1** 必ずしも必要ではありません。医療的ケア判定スコアが無くても市町村から医療型短期入所の受給者証を交付されている方は利用することができます。その場合は「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業利用登録申請書」（様式第1号）の医療的ケア判定スコアの記入は不要です。

## 2 家族の方向け

**Q 1 2** 利用児者や家族の氏名に変更が生じた場合、県内への住所移転があった場合に、どのような手続が必要ですか。

**A 1 2** 変更の申請が必要になります。家族の方は、速やかに県に変更事項を証する書面を添付して「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業利用変更申請書（様式第1号）を提出してください。

**Q 1 3** 山梨県外に転出した場合、この事業を利用できますか。

**A 1 3** この事業は利用できなくなります。有効期間中であっても要件を満たさなくなるため、事業終了になりますので、家族の方は、速やかに県に「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業利用変更申請書」（様式第1号）を提出してください。

**Q 1 4** 年度更新の手続きは必要ですか。

**A 1 4** 年度毎に申請手続が必要です。申請方法・申請の期限等の必要事項を改めて案内しますので、家族の方は「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業利用登録申請書」（様式第1号）を県に提出してください。

## 3 居宅介護事業者・重度訪問介護事業者向け

**Q 1 5** 支払額は、どのように計算され、どのように支払われますか。

**A 1 5** 支払額は、利用者に代わって、県が居宅介護事業者・重度訪問介護事業者に支払います。

<例>午後5時から翌朝午前8時まで、本事業を利用した場合

午後5時から午後6時まで・・・3, 180円×3時間

午後6時から午後10時まで・・・3, 975円×4時間

午後10時から翌朝午前5時まで・・・4, 770円×7時間

午前5時から午前8時まで・・・3, 975円×3時間

64, 395円が対象経費

**Q 1 6** この事業を実施した場合、居宅介護事業所等から県への報告は必要ですか。

**A 1 6** 報告書と請求書の提出が必要になります。

事業を実施した居宅介護事業所等は、実施月の翌月15日までに、県へ「山梨県医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業 サービス提供実績報告書」（様式第7号）及び「夜間見守り体制支援事業サービス提供実績記録票」（様式第8号）を添えて、「医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業委託料請求書」（様式第9号）を提出してください。